

競争参加停止措置期間の変更の概要

- 1 停止措置業者名及び所在地

別紙のとおり
- 2 従前の競争参加停止措置期間

①: 2026年5月15日～2027年1月14日(8か月)
②③④: 2026年5月15日～2026年9月14日(4か月)
- 3 変更後の競争参加停止措置期間

①: 2026年5月15日～2027年3月14日(10か月)
②③: 2026年5月15日～2026年10月28日(5か月2週間)
④: 2026年5月15日～2026年10月14日(5か月)
- 4 停止措置の範囲

首都高速道路株式会社所掌区域内
- 5 事実概要

京葉ロードメンテナンス(株)、スバル興業(株)、日本ハイウェイ・サービス(株)、首都ハイウェイサービス(株)は、公正取引委員会により、令和8年4月22日、当社が発注する道路清掃業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。これを受け当社は、「競争参加停止措置準則」別表第2第5号の措置要件に該当するとして、令和8年5月15日付で競争参加停止措置を行った。その後、官製談合防止法に基づく調査の結果、新たな事由が判明したため、当該各業者に対し、競争参加停止措置期間の変更を行うこととする。
- 6 停止措置理由

「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2第5号(独占禁止法違反行為)

〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 会社発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上12か月以内

別紙

業者名	所在地
①京葉ロードメンテナンス株式会社	東京都中央区日本橋人形町2-15-2
②スバル興業株式会社	東京都千代田区有楽町1-5-2
③日本ハイウェイ・サービス株式会社	東京都千代田区麹町5-1
④首都ハイウェイサービス株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町2-6